

**東御市**  
**新型インフルエンザ等対策行動マニュアル**  
**(業務継続計画)**

令和6年5月  
東御市

# 目 次

I	マニュアルの目的等	
1	行動計画と行動マニュアル	2
2	定義	2
II	危機管理体制	
1	新型インフルエンザ等対策本部	3
2	新型インフルエンザ等庁内連絡会議	3
3	対策本部等の組織機構図	4
III	共通事項	
1	発生段階別の主な対応	5
2	市民への情報提供及び電話相談	6
3	感染拡大の防止	7
4	要援護者支援	8
5	埋火葬	9
6	市役所及びライフラインの機能維持	9
IV	各課等の行動マニュアル（業務継続計画）	
1	マニュアル作成部署一覧 （各課等マニュアルは別添）	10
	（別紙1） 参考：季節性インフルエンザの感染予防対策	11

## I マニュアルの目的等

### 1 行動計画と行動マニュアル

新型インフルエンザ等対策行動計画は、発生が懸念される新型インフルエンザほかまん延の恐れがある新感染症の発生と大流行（パンデミック）に備え、その発生段階ごとに国、県及び市並びに市民及び事業者等がとるべき行動を明記したものです。

この行動マニュアルでは、新型インフルエンザ等が発生、流行した場合においても自治体機能を維持し住民サービスの提供を継続するために、部署ごとの対応を定めてあります。

《マニュアルの目的》

- (1) 住民のパニック防止及び要援護者をはじめとした住民支援
- (2) 予防策の周知及び社会活動の制限により健康被害を最小限にとどめる
- (3) 住民生活に直結したサービスの維持

### 2 定義

新型インフルエンザ等とは、次の（１）（２）を指します。

#### (1) 「新型インフルエンザ等感染症」

- ① 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。）
- ② 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。）

#### (2) 「新感染症」

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

## II 危機管理体制

### 1 新型インフルエンザ等対策本部

#### (1) 対策本部の組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	部等の長
事務局	総務課、健康推進課

#### (2) 対策本部の所掌事項

- ・ 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大抑制と予防対策に関すること。
- ・ 行政機能の維持及び市内発生期における社会機能の維持に関すること。
- ・ 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

#### (3) 対策本部の設置時期

府県対策本部及び県対策本部が設置されたとき。

### 2 新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議

#### (1) 庁内連絡会議の組織

会長	総務部長
副会長	健康福祉部長
構成員	課等の長
事務局	総務課総務係、健康推進課保健地域医療係

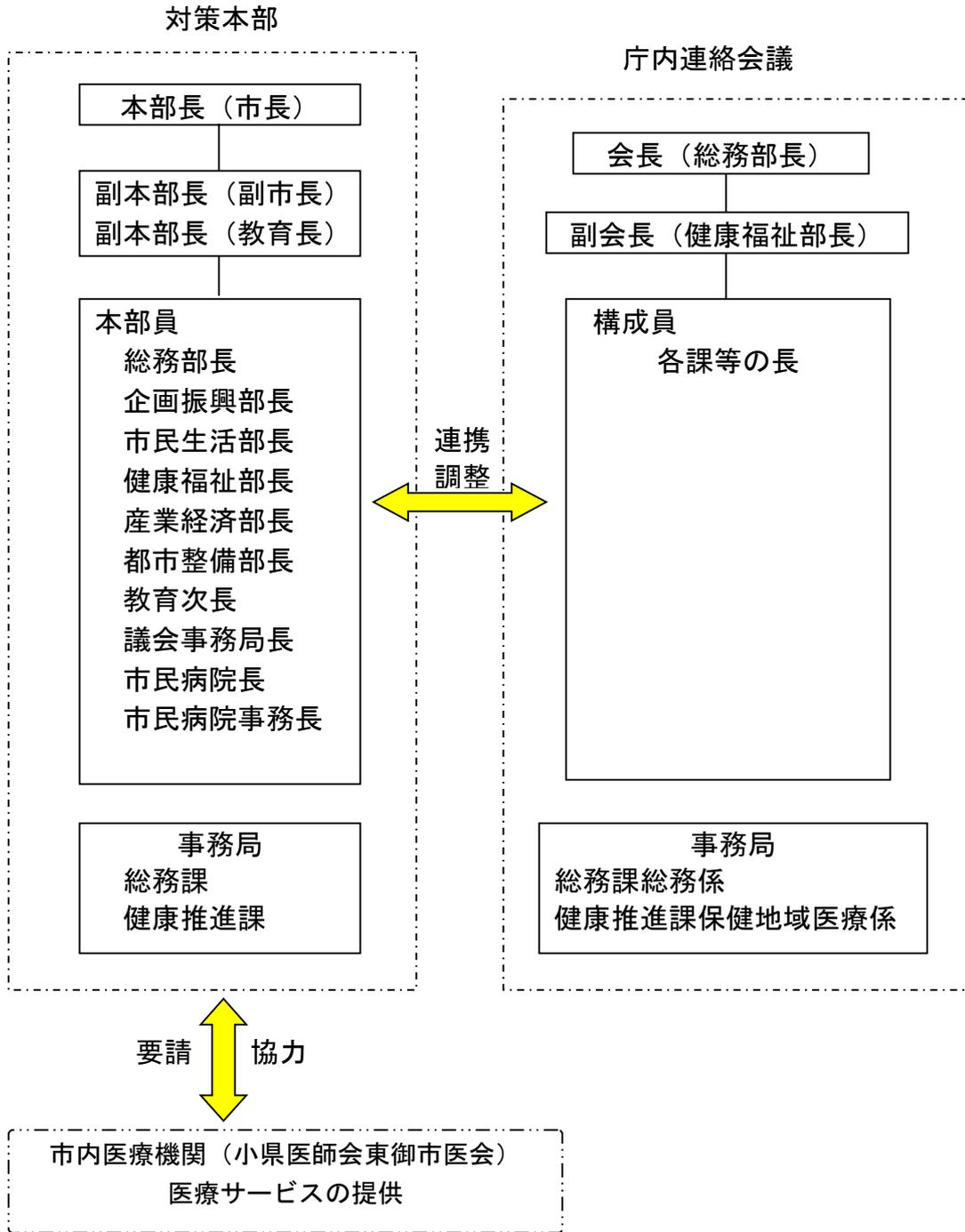
#### (2) 連絡会議の所掌事項

- ・ 新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び伝達に関すること。
- ・ 各部局の対策等の調整に関すること。
- ・ 他部局応援に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等に対する知識、感染予防策、生活必需品等の備蓄などの広報に関すること。
- ・ 県本部事務局（県地方事務所、保健所）との連絡調整に関すること。
- ・ その他連絡会議の設置目的を達成するために必要なこと。

#### (3) 庁内連絡会議の開催

会長は、必要に応じて構成員を収集し、庁内連絡会議を開催する。

3 対策本部等の組織機構図



### Ⅲ 共通事項

#### 1 発生段階別の主な対応

発生段階	段階別の主な対応
<p>①未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</p>	<p>【県等との連携による事前準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発生に備え、行動計画の策定</li> <li>○各課等において業務の優先順位等を定め業務継続のための行動マニュアル作成</li> <li>○市民に対し、新型インフルエンザ等の基礎知識、感染予防対策、食料・生活必需品の備蓄促進の広報実施</li> <li>○発生時、開催自粛等を行うための対象行事の洗い出し</li> <li>○要援護者(支援を必要とする高齢者、障害者世帯等)の把握と具体的な対応の検討</li> <li>○火葬場の能力及び遺体安置可能施設の確認</li> <li>○マスク、消毒液などの感染防護資材の備蓄</li> <li>○特定接種、住民接種の体制構築</li> </ul>
<p>②海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</p>	<p>【県内侵入の遅延と早期発見・県内発生に備えた体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内連絡会議の開催</li> <li>○相談窓口の設置</li> <li>○海外発生に関する情報収集と、FM ラジオ、ケーブルテレビ、市ホームページ、SNS 等を利用した市民への情報提供並びに感染予防の徹底</li> <li>○発生地域への渡航の自粛要請</li> <li>○特定接種の実施、住民接種の準備</li> </ul>
<p>③国内発生早期 (県内未発生期) 長野県を除くいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触層を追うことができる状態。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>④県内発生早期 長野県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触層を追うことができる状態。</p>	<p>【県内侵入及び発生の遅延と早期発見・感染拡大の抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対策本部の設置</li> <li>○国・県と連携し、発生状況の迅速な把握と情報提供</li> <li>○相談窓口の体制強化</li> <li>○市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・手指消毒・換気・身体的距離の確保等の基本的な感染対策を勧奨</li> <li>○事業者に対し、職場における感染予防の徹底と症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請</li> <li>○病院や高齢者施設、多数の者が居住する施設等における感染予防策の強化を要請</li> <li>○小・中学校の臨時休校の検討及び実施</li> <li>○保育園の休園の検討及び実施</li> <li>○集客施設の閉鎖の検討及び実施</li> <li>○要援護者の健康状態の確認</li> <li>○関係団体等へ各種行事の実施の自粛を要請</li> <li>○国の指示を受けて住民接種を開始</li> <li>○全部局の業務の情報収集及び職員の健康管理に留意</li> <li>○差別、誹謗中傷、流言飛語の抑止</li> </ul>

<p>⑤県内感染期</p> <p>新型インフルエンザ等の患者の接触層が追えなくなった状態。感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期。</p>	<p>【健康被害を最小限に抑える。市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発症職員の把握及び行政機能維持に必要な職員の確保</li> <li>○上下水道・ゴミ処理等のライフラインの機能維持</li> <li>○相談窓口の人員の増員</li> <li>○発熱外来のトリアージ（優先順位付け）による重症患者を中心とする医療体制への転換</li> <li>○市民へ感染予防の徹底及び外出自粛の協力要請</li> <li>○社会不安を解消する広報活動の充実</li> </ul>
<p>⑥小康期</p>	<p>【市民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な情報の提供</li> <li>○相談窓口の縮小</li> <li>○第一波に関する対策の評価と第二波に備えた備蓄品の調達</li> </ul>

## 2 住民への情報提供及び相談

県地方本部と連携し、正確かつ迅速な情報の入手に努め市民に対して各種の報道媒体を使って周知を図るとともに、住民からの多様な相談を受け付けることによる住民の不安と混乱を防止する。

対策の区分	発生段階の区分						担当課
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
(1) 住民への情報収集・提供							
◆広報活動 新型インフルエンザ等に関する知識、感染予防対策の周知	○	○	○	○	○	○	健康推進課 企画振興課
◆情報提供 発生情報、市町村の対応状況、医療機関、ライフライン等の状況の伝達		○	○	○	○		全課等
◆県の電話相談窓口の広報		○	○	○	○		総務課 健康推進課 企画振興課
◆保健所で行う受診案内の広報		○	○	○	○		健康推進課 企画振興課
(2) 相談窓口の設置 ※1		○	○	○	○		健康推進課 関係課

### ※1 市町村が行う相談

○住民の不安を解消するため、生活相談や市町村の対策についての出来る限り広範な市民の問い合わせに対応する。

○国及び県が作成するQ&A集を活用する。

### 3 感染拡大の防止

未発生期からの感染防止対策の周知を行う。また、海外発生期以降の発生段階に応じた社会活動の自粛等により感染拡大を防止する。

対策の区分	発生段階の区分						担当課
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
感染予防							
◆季節性インフルエンザワクチンの接種	○						健康推進課 市民病院
◆感染症の感染予防策の周知、啓発、普及	○						健康推進課
◆特定接種の準備、実施 ※1		○	○	○			健康推進課 市民病院
感染拡大防止（社会活動の制限等）							
◆発生地域への旅行の自粛要請		○	○				総務課
◆各種行事、集会等の中止要請 ◆不要不急の外出自粛要請				○	○		全課等
◆学校、保育園の休校 ◆公共集客施設の閉鎖				○	○		文化・スポーツ振興課 地域づくり支援課 人権同和政策課 子ども家庭支援課 福祉課・健康推進課 農林課・商工観光課 教育課・保育課
◆社会機能維持に必要な業務以外の縮小・停止を市民に要請				○	○		全課等
◆住民接種の準備、実施 ※2			○	○	○	○	健康推進課 市民病院
◆第二波に備えての対策の見直し						○	総務課 健康推進課 市民病院

#### ※1 特定接種

○大流行により医療機関や行政機関ほか公共的サービスを提供する特定業種の機能が停止しないよう、事業運営に必要な従事者に、国から配布されるワクチンを接種すること。

《対象職員等》

対策本部及び庁内連絡会議関係職員、保健師、市議会議員、議会事務局

このほか医療従事者として市民病院の医師、看護師

#### ※2 住民接種

○国の指示を受けて市が行う、市民を対象にした予防接種。

市民を、①基礎疾患のある人及び妊婦、②小児、③成人及び若年者、④高齢者の区分に分け、発生した感染症の特性等を考慮し、接種の優先順位を決めて実施する。

#### 4 要援護者支援

海外発生期までに支援が必要な要援護者を把握するとともに、国内発生期以降の健康状態の確認、生活必需品等が欠乏した要援護者への配布等の支援を行う。

対策の区分	発生段階の区分						担当課
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
要援護者に対する支援※1							
◆支援を必要とする高齢者、障害者世帯、特定妊婦等の把握 ※新型インフルエンザの流行により、孤立化するおそれのある世帯の把握	○						福祉課 子ども家庭支援課 健康推進課
◆生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続きの検討 ※県内感染期における在宅の高齢者、障害者、特定妊婦等への生活支援（見回り、介護、訪問介護、食料の配達など）、搬送、死亡時の対応について具体的手続きの検討を行う。	○	○					福祉課 子ども家庭支援課
◆要援護者の健康状態の確認			○	○	○	○	福祉課 子ども家庭支援課 健康推進課
◆生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施					○	○	福祉課 子ども家庭支援課

#### ※1 要援護者の範囲

- 一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- 介護施設に入居できず、やむを得ず独居し介護サービスを受けている者
- 聴覚・視覚障害者、肢体不自由者のうち一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- 精神障害者のうち、市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- 特定妊婦、子育て世帯のうち親族等の支援が得られない者
- その他要援護者として認められる事情を有する者で支援を希望する者

## 5 埋火葬

火葬場の火葬能力を超えた死亡者が発生した場合に備え、臨時遺体安置所・臨時公営墓地の設置を検討する。

対策の区分	発生段階の区分						担当課
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
埋火葬							
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆火葬場の能力確認</li> <li>◆遺体安置所として利用できる公共施設及び臨時公営墓地として利用できる公共用地の調査及び検討</li> <li>◆広域での火葬の協力体制確認</li> </ul>	○						市民課
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆遺体安置所の設置準備</li> <li>◆臨時公営墓地の設置準備</li> </ul>					○		市民課
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆火葬場の火葬能力強化</li> <li>◆広域での火葬体制協力の実施</li> <li>◆遺体安置所の設置</li> <li>◆臨時公営墓地の設置</li> </ul>					○		市民課

## 6 市役所及びライフラインの機能維持

県内感染期～小康期における住民生活に必要な行政サービスの業務継続を図る。

対策の区分	発生段階の区分						担当課
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
(1) 役所の機能維持							
◆職員に対する研修会の実施	○						総務課
◆職員の健康管理		○	○	○	○	○	総務課
◆感染防護具の備蓄（図1参照）	○						総務課 健康推進課
◆行動マニュアル作成	○						各課等
(2) 上下水道、ごみ処理の機能維持							
◆状況に応じた節水					○		上下水道課
◆ごみ排出抑制					○		生活環境課

IV 各課等の行動マニュアル（業務継続計画） ……別添

1 マニュアル作成部署・施設一覧

部等	課等マニュアル	関係施設マニュアル
総務部	秘書課	
	総務課	
	消防課	
企画振興部	企画振興課	
	文化・スポーツ振興課	丸山晚霞記念館
		梅野記念絵画館ふれあい館
		図書館
		文書館・田中資料館・和記念館
	力士雷電の生家	
国民スポーツ大会推進室		
地域づくり支援課	中央公民館・地区公民館・コミュニティセンター	
	青年研修センター	
市民生活部	市民課	
	税務課	
	生活環境課	クリーンセンター
	人権同和政策課	人権センター
健康福祉部	子ども家庭支援課	子育て支援センター
		ゆめぼけっと・とうみ
	福祉課	総合福祉センター
		高齢者センター
健康推進課	保健センター	
市民病院	市民病院	
	助産所とうみ	
	温泉診療所	
産業経済部	農林課	サンファーム
	商工観光課	
都市整備部	建設課	
	上下水道課	
会計	会計課	
議会・監査委員	議会事務局・監査委員事務局	
教育委員会	教育課	市立小中学校・給食センター
		児童館・児童クラブ
	保育課	市立保育園
農業委員会	農業委員会事務局	
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	

(別紙 1)

## 季節性インフルエンザの感染防止策

### 1 インフルエンザの感染経路

インフルエンザを発病、または潜伏期間内にあっても発病直前にある人は、気道や鼻道からウイルスを含んだ粘液や剥がれた粘膜を飛沫物質として、くしゃみや咳により1m前後周辺（あるいはそれ以上）に飛散します。

側にいる人はウイルスが直接顔や衣服に付着するとともに、呼吸によりウイルスが気道内に吸い込まれます。(飛沫感染)

### 2 一般的予防対策（家庭・職場共通）

(1) 熱、咳、くしゃみ等の症状がある人はマスクを着用しましょう。

【咳エチケット】

ア 咳、くしゃみの際はティッシュなどで口鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れます。

イ 鼻汁、痰などを含んだティッシュはすぐに蓋付きのごみ箱に捨てられる環境を整えます。

ウ 咳をしている人にマスクの着用を促しましょう。(マスクは説明書を読んで正しく着用します。)

※マスクは不織布製のサージカルマスクやN95規格マスクが望ましい。

(2) 石鹸による手洗い、うがいの励行

手洗いは手のひらだけでなく、手の甲も念入りに行う。

(3) 平素から体力や抵抗力を高めましょう。

十分な休養、バランスの良い食事、適度な運動、規則正しい生活を心がけましょう。

(4) 季節性インフルエンザの予防接種を行い、新型インフルエンザとの重複感染を避けます。

(5) 冬場は乾燥しやすく、のどの粘膜が痛みやすいので、室内を適度な湿度(50~60%)に保ちます。

(6) 流行時は不要不急の外出を避け、やむを得ず外出をするときはマスクを着用しましょう。

ア マスクは不織布製のマスクが望ましい。(マスクの着用だけで、完全にウイルスの侵入をブロックできるわけではありません。)

イ マスクの脱着の際、手指にマスクからウイルスを含む微粒子が付着する可能性があります。手洗い(洗顔、できれば洗髪も)を十分に行いましょう。

ウ マスクにはウイルスが付着しています。説明書に従い使い捨てのものを繰り返し使用しないようにしましょう。

(7) 人混み(ラッシュアワー)を避けましょう。

(8) 衣類に付着したウイルスは半日程度生きている可能性があります。外出から帰ったら他の衣類とは一緒にせず、次亜塩素酸を含んだ漂白剤で一旦消毒してから洗い流して選択をします。

(9) 屋内では、こまめに部屋の換気を行いましょう。

### 3 職場での予防対策

(1) 多数の職員が利用するOA機器やドアノブ、電気スイッチ、蛇口等について消毒用アルコール等で定期的に清掃しましょう。

職場内でインフルエンザ様疾患の職員が発生した場合は、該当職員の使用していた机、湯呑、OA機器等についても消毒を行いましょう。

(2) 使用済みティッシュ、マスクを捨てるための蓋付きごみ箱を用紙します。使用済みティッシュ等のゴミはビニール袋に入れ、密閉しましょう。

(3) 職員同士の会話には1 m以上の距離を空けましょう。(サージカルマスクの着用がより効果的)

(4) 外来者の多い職場ではサージカルマスクを着用しましょう。

(5) 食堂など、多数の職員が集まる場所は閉鎖しましょう。

(6) 庁舎の清掃を外部業者等に委託している場合は下記の点に留意してください。

ア マスク、使い捨て手袋を着用しての作業、作業後の手洗いの徹底

イ ドアノブ、電気スイッチ、蛇口、エレベータースイッチ、階段手すりなど不特定多数の者が触れる場所の頻繁な消毒

ウ 清掃に使用した作業着、ブラシ、雑巾等についての消毒

エ 使用済みティッシュ等はビニール袋に入れ密閉したものを収集

※消毒は次亜塩素酸ナトリウム溶液かインプロパノールもしくは消毒用エタノール製剤を用いること。

(7) 施設別感染予防物品の例

物品	庁舎等 一般施設	学校・保育園 等	集会・集客 施設等	病院等
N95 マスク	△	△	△	○
サージカルマスク	○	○	○	○
使い捨て手袋	—	○	—	○
フェイスシールド 保護メガネ	—	△	—	○
防護服 アイソレーションガウン	—	△	—	○
ビニール袋 (ゴミ収集用)	○	○	○	○
塩素系漂白剤 (次亜塩素酸)	△	○	△	○
アルコール系消毒剤	○	○	○	○
石鹼(液体)、手指 消毒用アルコール	○	○	○	○
ペーパータオル	○	○	○	○

#### 4. 感染予防物品や生活必需品の備蓄

新型インフルエンザ等が大流行した場合、パニックによる商品の買占めや流通機構の停滞による品切れの発生が予想されます。事前に2週間程度分は確保しておきましょう。

食 糧	日用品、医薬品	そ の 他
米 乾麺類（カップラーメン等） 切り餅 コーンフレーク、シリアル類 乾パン レトルト、フリーズドライ食品 冷凍食品 缶詰 菓子類 ミネラルウォーター ペットボトル等の飲料 粉ミルク 離乳食	常備薬（胃腸薬など） 絆創膏 ガーゼ、コットン 解熱鎮痛剤 ※薬の成分によってはインフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入時に医師・薬剤師に確認する サージカルマスク ゴム手袋 水枕、氷枕 塩素系漂白剤 ※次亜塩素酸：希釈して消毒に使用 アルコール系消毒剤 抗原検査キット	懐中電灯 乾電池 ラジオ、携帯テレビ 携帯電話充電キット カセットコンロ、ガスボンベ トイレトペーパー ティッシュペーパー ウェットティッシュ キッチン用ラップ アルミホイル 洗剤（衣類用、食器用） 石鹼（できれば液体石鹼） 生理用品 紙おむつ ビニール袋

（参考資料）

	N95マスク	サージカルマスク
着用目的・効果	①微生物を含む外気から、マスクを装着する人を守る ②着用者に病原体を含んだ飛沫核が吸入されることを防止（空気感染防止対策）	①マスクを装着した人から排出される微生物を含む粒子が、大気中に拡がるのを防ぐ ②着用者に病原体を含んだ飛沫核が吸入されることを防止（空気感染防止対策）
想定される使用方法	新型インフルエンザ症状のある人との近距離での接触が予想される場合のみに使用	会話、咳、くしゃみにより飛沫感染予防、感染拡大防止のために一般的に使用
販売元	医療卸売業者、防護服販売業者等 （一般的な流通は少ない）	医療卸売業者、一般薬局等 ドラッグストアやホームセンター等で販売されている風邪用・花粉症用等のマスク（性能：BFE95%以上）でも代用可能